

大船渡市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年 10 月 9 日に大船渡市教育委員会教育長から令和 7 年度定期監査（前期分）の結果に係る措置について通知を受けたので、これを公表する。

令和 7 年 10 月 16 日

大船渡市監査委員 鈴 木 弘

大船渡市監査委員 船 野 章

- 1 監査の結果報告 令和 7 年 9 月 3 日付け大船渡市監査委員告示第 5 号により公表
- 2 講じた措置内容 別紙のとおり

監査結果に基づく措置内容

対象	指摘事項	措置内容
日頃市 小学校	コピー料金の支払いや消耗品等の購入に係る支出負担行為伺票について 1 単価契約をしているコピー料金については請求のあったとき、消耗品等の購入については発注前に、それぞれ起案及び決裁をすべきところ、請求書受領後に請求日より前の日付の起案月日で作成し、決裁月日についても起案月日と同日としている。 2 上記について、事務担当者に対し専決者等や所管課から指摘や指導が行われていない。	1 日頃市小学校への指導の実施 令和7年6月の学校監査終了後、直ちに学校教育課担当者から日頃市小学校事務担当者に対し、指導を行った。 2 市内小中学校全学校への通知 令和7年9月16日付教育長通知により、市内小中学校全学校に対し、指摘事項となった案件及びその問題点に係る周知を行うとともに、最新の当市会計事務の手引の内容を基に学校会計事務手続きを整理し、学校において適正な事務が行われるよう指導した。 3 市内小・中学校長会議での共有 令和7年10月2日の会議において、市内小中学校全学校長に対し、今後の適正な学校会計事務手続きの実施について、学校責任者の立場から監督を行うよう要請した。 4 今後の取組 (1) 事務研修会の開催 臨時の研修会を学校事務担当者に対し実施する。 (2) 事務取扱要領の改正 例年年度初めに行う学校事務担当者説明会の資料や事務要領について、その見直しを行い、必要な改訂を行う。 担当：教育委員会事務局学校教育課 (管理係)